

福島第一 賠償対象拡大へ

原賠審 過酷避難や故郷変容検討

文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）は十日、会合を開き、国が「中間指針」で示した東京電力福島第一原発事故の現在の賠償基準を見直し、対象を拡大する方針で一致した。中間指針に示されていない初期の過酷な避難状況

を含めることや、ふるさとの変容に伴う精神的損害の対象地域の設定などが検討される見通しだ。

賠償基準の見直しは二〇一三年十二月の「第四次追補」以来、原賠審の内田貴会長は「個別の論点ごとに具体的にとのような基準を

作るか、賠償額を含め審議していく」と述べた。見直しの対象項目として、事故直後に住民らが追い込まれた「過酷避難」や、居住制限区域と避難指示解除準備区域での「ふるさと変容」のほか、計画的避難区域での「相当量の線量地

域に一定期間滞在した健康不安」などを挙げた。また、子どもや妊婦以外の自主避難者に賠償が認められる期間も適切か議論する。中間指針は、居住地からの避難や放射性物質の検査にかかった費用のほか、営業損害などについて東電の賠償範囲を定めており、原発周辺からの避難者らへの慰謝料は月十万円を目安としている。原発事故を巡る集団訴訟で指針を上回る賠償を認める判決が相次いだことを受け、原賠審が弁護

士らの専門委員に分析を依頼していた。専門委員は、確定した七件の高裁判決のほか、原子力損害賠償紛争解決センターでの和解事例なども調査。この日の最終報告で「現在の中間指針の構造を維持しつつ、新たに類型化された損害を取り込む努力、工夫が求められる」とした。東京電力は「引き続き議論を注視し、国の指導も受けながら真摯に対応する」とのコメントを出した。